# 令和3年度 校則の点検・見直しに関する調査

調査結果

生徒指導課

#### 1 調査実施概要

① 対象 県立学校 202校

(内訳)

全日制高校134校定時制高校23校通信制高校1校

特別支援学校 43校(分校を含む)

県立中学校 1 校

### ② 調査目的

本調査は、校則や生徒指導の在り方の現状把握を行うとともに、各県立学校に対して、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況を踏まえた校則の点検・見直しに資するために実施する。

- ③ 調査方法 調査用紙を配布し、各学校による回答
- ④ 調査期間 令和3年7月21日~8月2日
- ⑤ 回答率 100%

#### ⑥ 備考

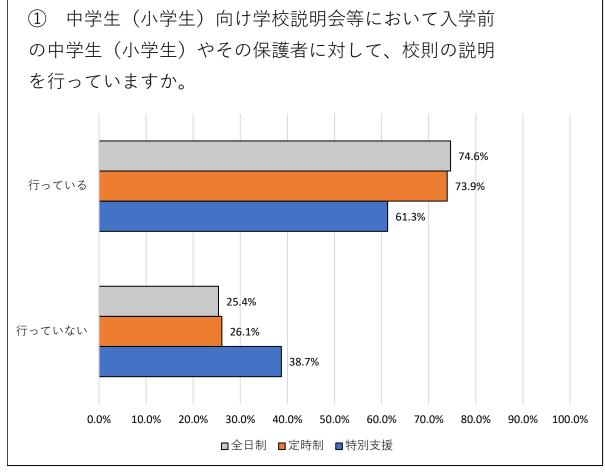
特別支援学校において校則を有しない学校(12校)については、調査結果に反映しない。

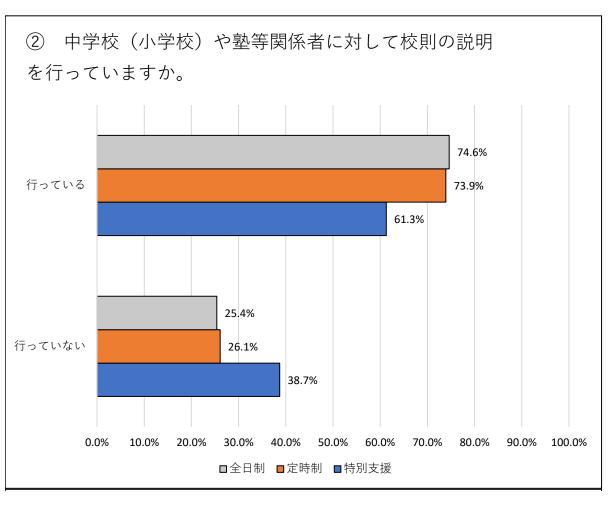
結果のグラフは、全日制高校、定時制高校、特別支援学校の結果を表示している。

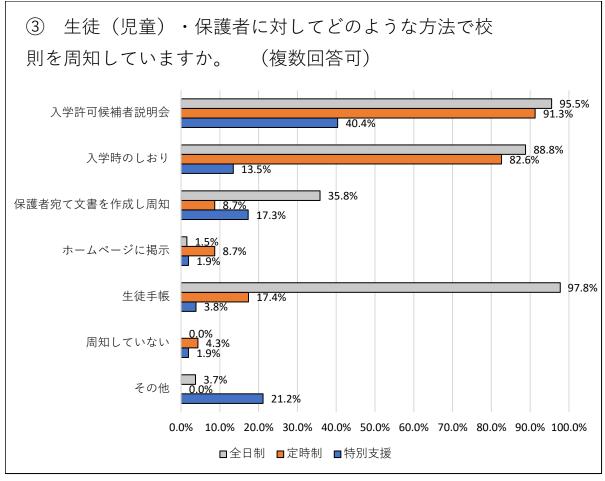
#### 2 調査項目

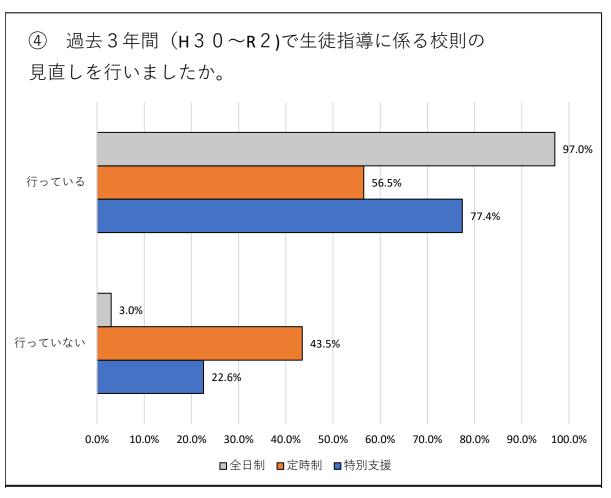
- 問 1. 中学生(小学生)向け学校説明会等において入学前の中学生(小学生)や その保護者に対して、校則の説明を行っていますか。
- 問 2. 中学校(小学校)や塾等関係者に対して校則の説明を行っていますか。
- 問3. 生徒(児童)·保護者に対してどのような方法で校則を周知していますか。 (複数回答可)
- 問 4. 過去 3 年間 (H3 0 ~R2)で生徒指導に係る校則の見直しを行いましたか。
- 問 5. 過去 3 年間 (H 3 0 ~ R 2) で見直した校則の内容は何ですか。(複数回答可)
- 問 6. 校則の点検・見直しはどれくらいの頻度で行っていますか。
- 問 7. 校則の点検・見直しに関し、定期的な点検・見直しシステム(サイクル) がありますか。
- 問 8. 校則の点検・見直しを行う理由として当てはまるものはどれですか。(複数回答可)
- 問 9. 校則の点検・見直しを行う際に、生徒(児童)・保護者から意見を聞く機会はありますか。
- 問 10. 校則の点検・見直しを行う際に、地域の実態に関する意見を聞く機会はありますか。(複数回答可)
- 問 11. 保護者から過去 1 年以内に校則の見直し等の要望はありましたか。
- 問 12. 保護者からどのような要望がありましたか。(複数回答可)
- 問 13. 生徒(児童) から過去1年以内に校則の見直し等の要望はありましたか。
- 問 14. 生徒(児童)からどのような要望がありましたか。(複数回答可)
- 問 15. 校則違反があった場合、校則の意義や違反等の事実について丁寧に説明するなど、生徒(児童)・保護者の理解を得て指導するようにしていますか。 (複数回答可)
- 問 16. 下着の色や柄を校則で規定していますか。
- 問 17. 髪の毛の色に関して校則で何らかの規制を行っていますか。
- 問 18. ツーブロック、パーマ、髪飾り、変形刈り等髪型を校則で規制していますか。
- 問 19. いわゆる「地毛証明書」など(髪の毛に対して人工的に染色・脱色・パーマ等にしたものでないことを申告する書類)の提出を求めていますか。

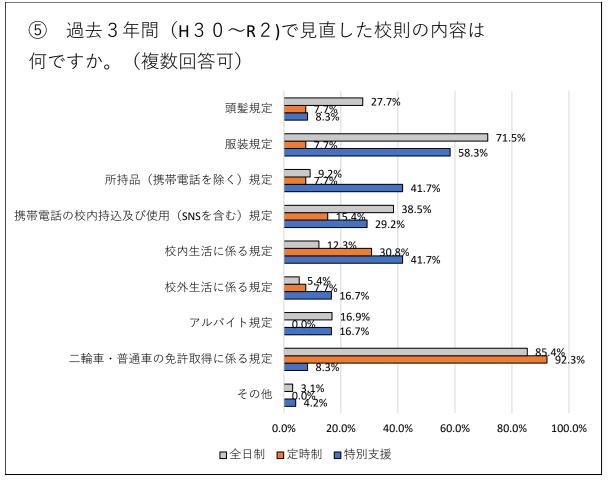
## 3 調査結果

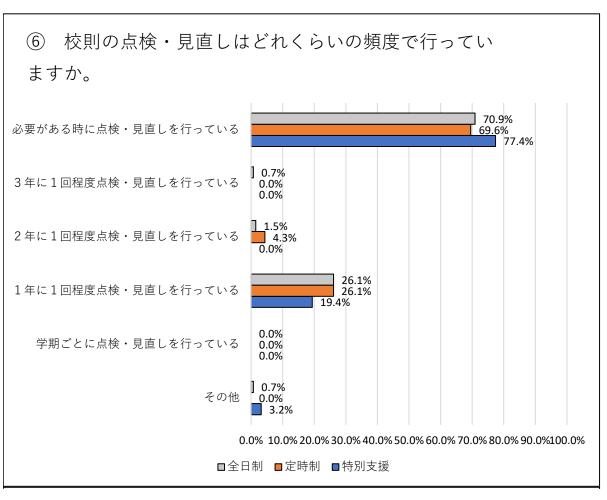


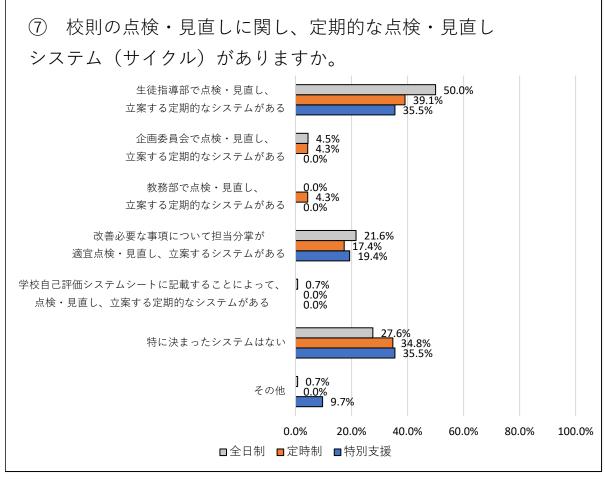


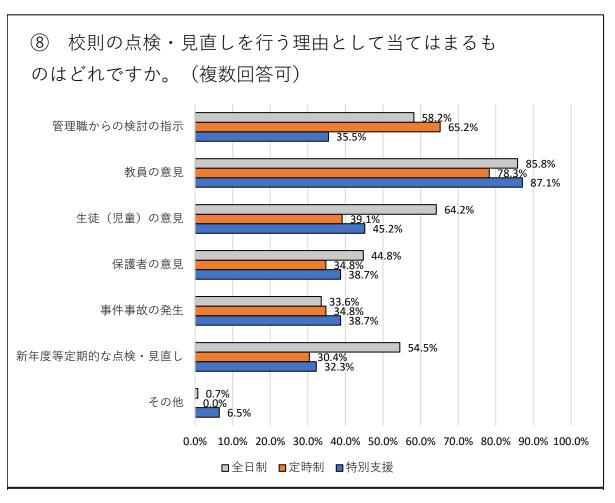


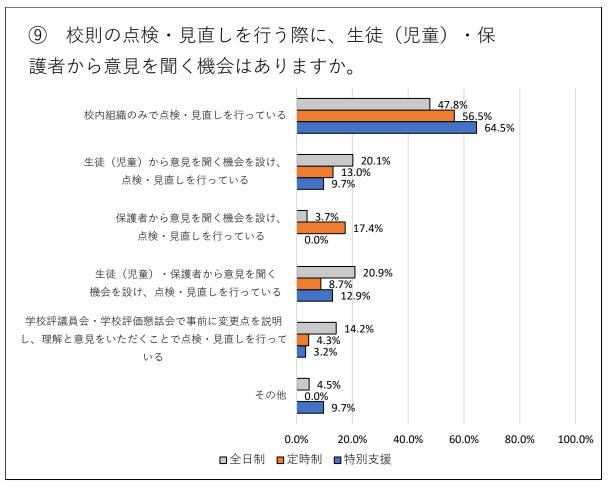


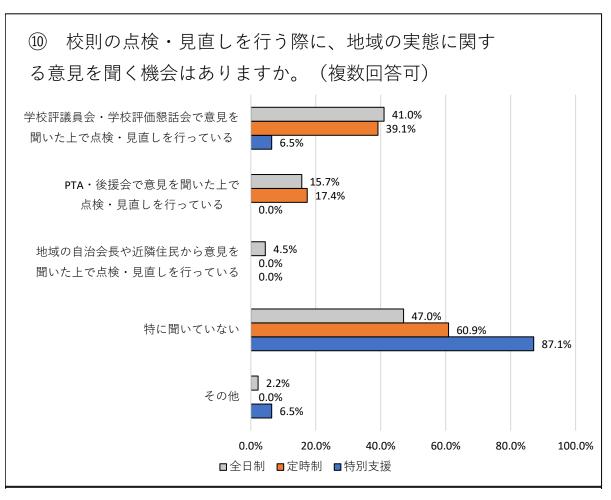


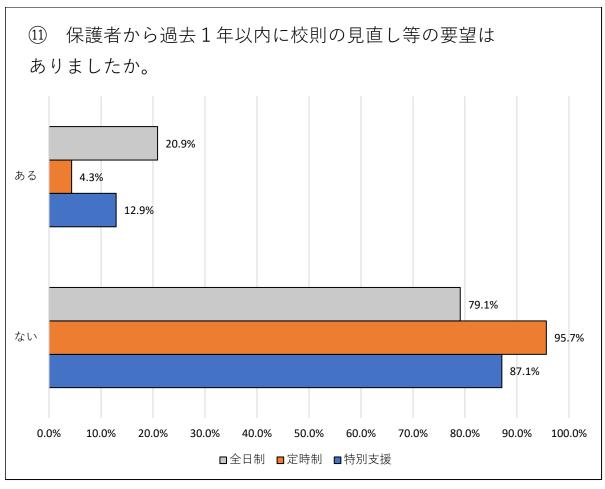


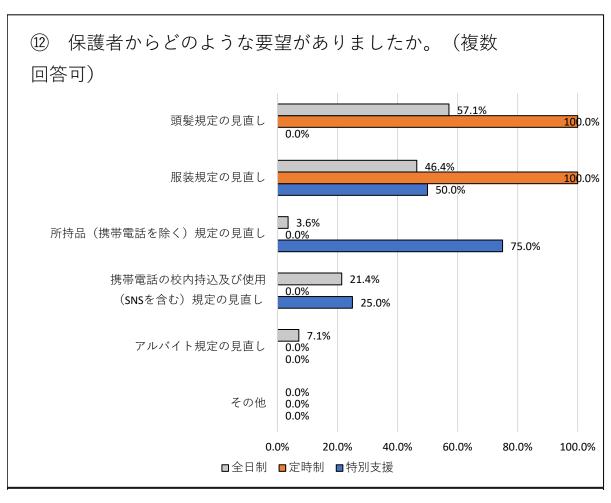


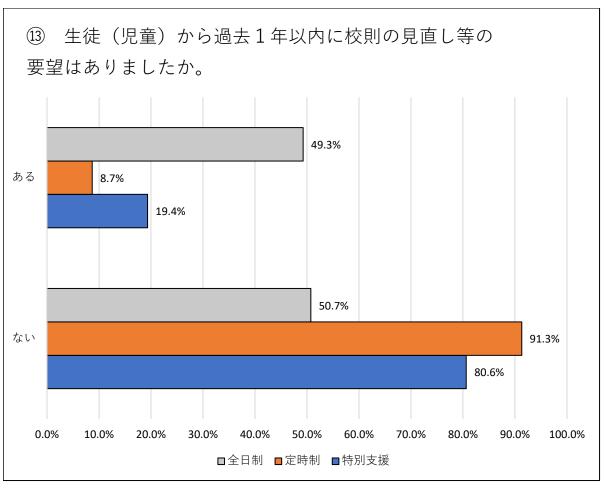


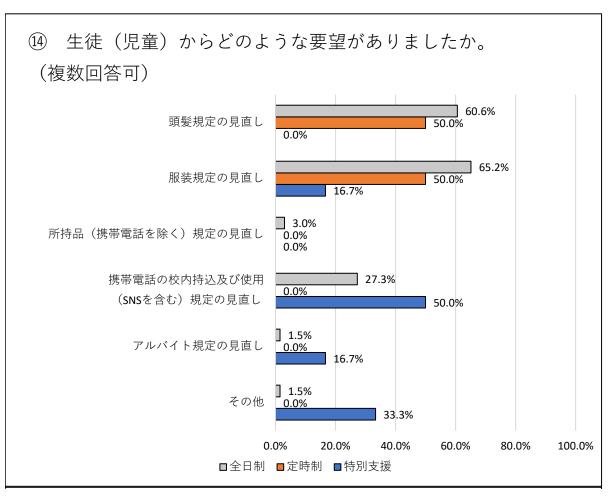


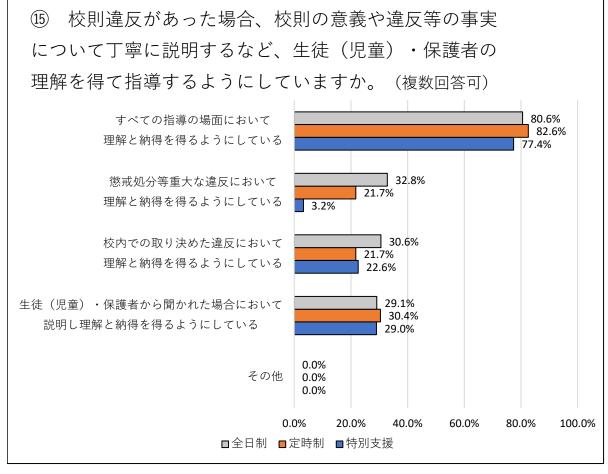


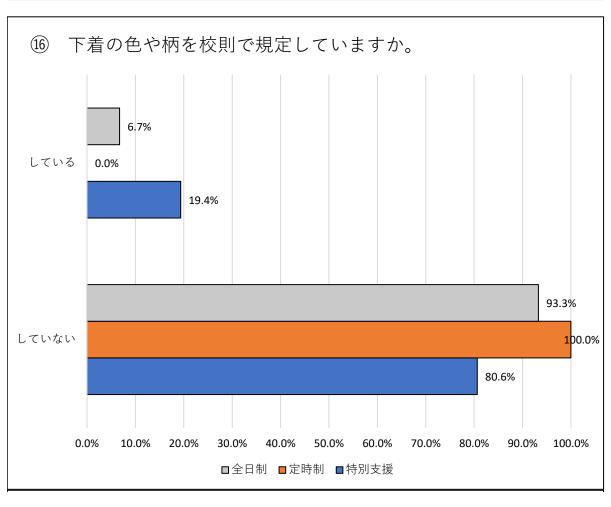


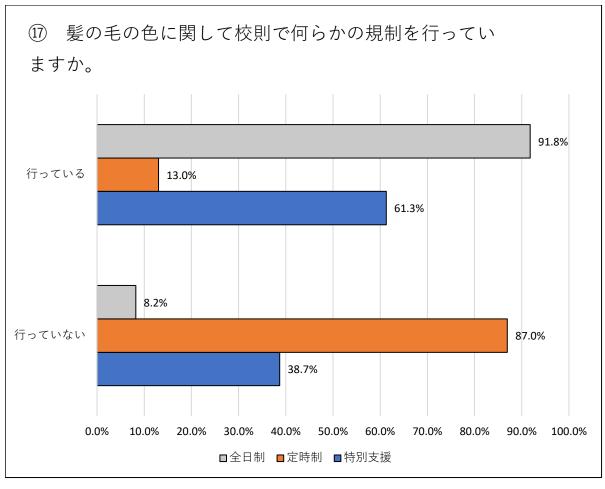


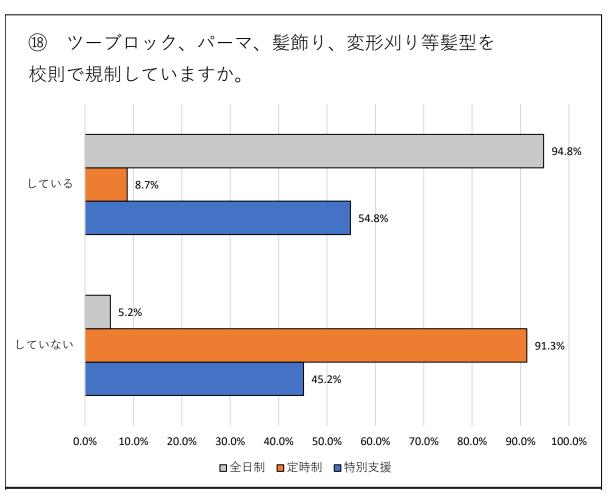


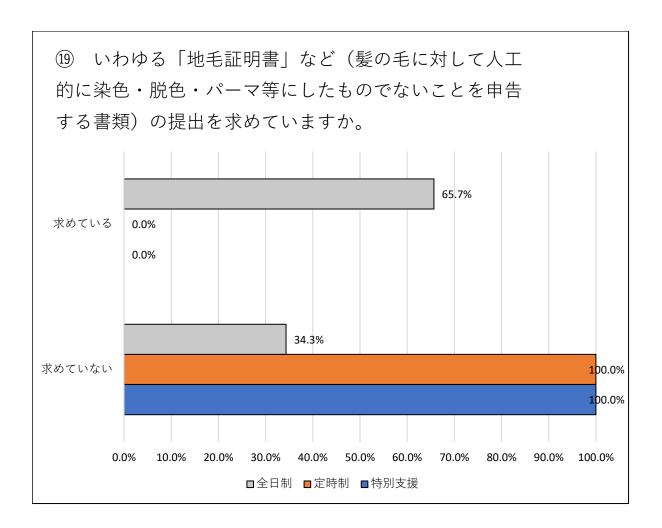












各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

令和3年度校則の点検・見直しに関する調査の実施結果の送付及び校則の 点検・見直しの継続的取組について(通知)

日頃から、本県生徒指導の充実に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。標記の件について、令和3年7月6日付教生指第265号「令和3年度校則の点検・見直しに関する調査の実施について」における調査結果がまとまりましたので、別添1のとおり送付します。

調査結果では、多くの学校において校則の点検・見直しが実施され、児童生徒・保護者に対し丁寧に説明するなど校則の適切な運用に努めている結果となっていますが、一部では不適切なところも見られます。

各学校においては、国の通知や調査結果を踏まえ下記の事項にも留意の上、継続的に校 則の点検・見直しに取り組むとともに、併せて適切な運用に努めるようお願いします。

記

- 1 校則の点検・見直しについての留意事項
- (1) 今年度中を目途に、校則の内容が、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、 社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているかどうかを学校の教育目標 を踏まえて点検・確認し、必要に応じて見直しを行うこと。
- (2) 校則の点検・見直しに当たっては、児童生徒が話し合う場を設けたり、保護者アンケートを実施したりするなど、児童生徒や保護者の考えや意見を踏まえて行うこと。また、必要に応じて学校評価懇話会等を活用し、地域の意見についても聞く機会を設けるように工夫をすること。
- (3) 見直しを行った場合は、学校ホームページでの掲載、保護者宛て文書の発出などを行い、児童生徒及び保護者に適切に周知すること。
- (4) 校則は学校生活を安心して送るための基本的な事項を定めたものであることから、 入学前も含めて児童生徒・保護者と共通理解を図ることが重要である。従って校則(又 はその一部)を中学生説明会等の資料として配付したり、入学のしおりや学校案内に 掲載したり、学校ホームページに掲載したりするなど、学校の実情に応じて、その内 容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つ機会を設けること。

- (5) ツーブロック頭髪の禁止や下着の色や柄の指定並びにいわゆる「地毛申請」など書面による届出の校則については、児童生徒の人格と個性を尊重する観点及び社会通念上その是非が問われていることを踏まえ、積極的な点検・見直しを行うこと。
- (6) 校則の在り方については、学校自己評価システム等を活用するなど、学校の実情に 応じて点検・見直しに継続性を持たせる仕組みづくりを工夫すること。

#### 2 校則の運用についての留意事項

- (1) 生徒指導は、一人一人の児童生徒を大切にする教育を行うという理念を踏まえ、校 長のリーダーシップの下で組織的に行うこと。
- (2) 校則の内容及び指導方針は、様々な機会を通して児童生徒、保護者等に周知するとともに、違反行為があった場合の学校の対応等について、機会をとらえて説明し理解を得ること。また、違反行為後は、問題の背景など児童生徒の個々の事情にも十分に配慮し、その意義や違反等の事実について児童生徒・保護者に丁寧に説明し理解を得ること。
- (3) 指導を行う際は、長時間にわたり指導したり、多人数で一人の児童生徒を指導したりするなど、指導の形態が執拗で威圧的なものとならないようにするとともに、児童生徒の内省を促し、主体的・自律的に行動できるよう教職員間で指導方法について共通理解を図ること。
- (4) ツーブロック頭髪の禁止や下着の色や柄の指定の規定について、学校の生活指導上 必要とする場合は、児童生徒・保護者に丁寧に説明し、理解を得ること。
- (5) いわゆる「地毛申請」など書面による届出の提出が、学校の生活指導上必要である場合は、その趣旨や届出が任意であることを児童生徒・保護者に丁寧に説明し、理解を得ること。

担当

埼玉県教育局県立学校部生徒指導課 生徒指導・いじめ対策・非行防止担当 上遠野・酒井

TEL: 048-830-6908 FAX: 048-830-4952